大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話０６－６２０８－７４４４

目　　次

規　則
○大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 …… 3
告　示
○市会臨時会の招集 …… 3
○現に大阪市が有する義務を地方独立行政法人大阪市民病院機構が承継することに係る異議に関する公告 …… 4
○行政手続法に基づく公示による送達 …… 4
○市会臨時会に付議すべき事件の追加 …… 6
○長居競技場ほか５施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認 …… 6
○鶴見緑地球技場及び鶴見緑地庭球場の臨時開場及び供用時間の変更の承認 …… 8
○南港中央野球場及び南港中央庭球場の臨時開場の承認 …… 9
靱テニスセンターの臨時開場の承認 …… 10
○大阪市立旭プール及び大阪市立旭児童プールの供用時間の変更の承認 …… 10
○大阪城弓道場の臨時開場の承認 …… 10
○大阪市中央体育館の供用時間の変更及び臨時休館の承認 …… 11
○大阪市立千島体育館の臨時休館の承認 …… 12
○大阪市立東淀川体育館の臨時開館、供用時間の変更及び臨時休館の承認 …… 12
○大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認 …… 13
○大阪市立東成スポーツセンターの臨時開館の承認 …… 13
○大阪市立生野スポーツセンターの臨時開館の承認 …… 14
○大阪市立旭スポーツセンターの臨時開館の承認 …… 14
○大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開館の承認 …… 15
○大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開館の承認 …… 15
○大阪市立修道館の供用時間の変更の承認 …… 15
○大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの供用時間の変更の承認 …… 16
○大阪市立大阪プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 …… 16
○大阪市立真田山プールの臨時開館の承認 …… 17
○大阪市立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 …… 17
○大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認 …… 19
○大阪市立東淀川屋内プールの臨時開館の承認 …… 20
○大阪市立城東屋内プールの臨時開館の承認 …… 20

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 …… 21
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 …… 22
○認定特定非営利活動法人の認定に関する公示 …… 25
○寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 …… 26
○寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 …… 26
○一般競争入札の執行（生活保護版レセプト管理システム用端末機器等の借入れ）…… 26
○開発行為に関する工事の完了 …… 30
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定 …… 30
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 …… 33
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 …… 33
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退 …… 35
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定 …… 35
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 …… 40
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 …… 43
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定 …… 45
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更 …… 47
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止 …… 47
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定 …… 48
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指定 …… 48
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 …… 49
○放置自動車の処理 …… 50
○道路法違反物件の除却 …… 51
○阿倍野駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認 …… 51
○北加賀屋駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認 …… 52
○落札者等の公示 …… 53
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間 …… 53

公　告

○一般競争入札の執行（中古ブルドーザの売払い等）…… 54
○一般競争入札の執行（都島第２ほか９自転車保管所古自転車等の売払い）…… 57
○一般競争入札の執行（安田ほか２自転車保管所古自転車等の売払い等）…… 61
○平成26年大阪市水道局公告第３号（一般競争入札の執行（中古軽四貨物自動車の売払い等））の一部訂正 …… 64

公布された規則のあらまし

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

１　飛鳥－第１駐車場を廃止することにしました。

２　この規則は、平成26年８月６日から施行することにしました。

（平成26年大阪市規則第151号　都市整備局住宅部管理課）

規　　則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

大阪市規則第151号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成９年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第２中飛鳥－第１駐車場の項を削る。

附　則

この規則は、平成26年８月６日から施行する。

告　　示

大阪市告示第1005号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第６項及び第102条第３項の規定

により、次の事件のため、本年７月25日に市会臨時会を招集する。

平成26年７月23日

大阪市会議長　　床　田　正　勝

１　大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例案

（平26.７.23掲示済）

大阪市告示第1006号

平成26年10月１日に大阪市が設立を予定している地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の際、当該法人が行う業務に関し現に大阪市が有する権利及び義務については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第１項の規定により当該法人に承継するので、当該義務に係る債権者は、次のとおり大阪市に異議を述べることができる。

なお、法人の資産及び負債に関する書類は、病院局総務部総務課に備え置き、閲覧に供する。

平成26年７月23日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　異議を述べることができる期間

平成26年７月24日から同年８月25日まで

ただし、土曜日及び日曜日は除く。

２　受付時間

午前８時45分から午後０時15分まで及び午後１時から午後５時15分まで

３　異議の申出先

大阪市病院局総務部総務課（事業調整担当）

大阪市都島区都島本通２丁目13番22号

（病院局総務部総務課）

（平26.７.23掲示済）

大阪市告示第1007号

行政手続法（平成５年法律第88号）第15条第３項の規定により、次のとおり公示の方法による送達を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第13条第３項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の取消しを行うにあたり、当庁は、平成26年７月２日付けで、特定非営利活動法人の設立代表者に対して、特定非営利活動法人の設立の認証の取消しにかかる聴聞を行うことを決定したが、次の表に掲げる特定非営利活動法人の設立代表者の所在が不明のため、同人に聴聞の通知

を交付できない。よって、当該聴聞通知書は、当庁（市民局市民活動支援担当）において保管し、いつでもこれを交付するから、特定非営利活動法人の設立代表者は当庁に連絡のうえ受領されたい。

平成26年７月23日

大阪市長　　橋　下　　徹

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しの聴聞通知に係る事項	
聴聞の期日	平成26年８月20日　９時30分から10時30分
聴聞の場所	大阪市役所市民局　４Ｆ第４会議室
設立法人申請名称	特定非営利活動法人すこやか保育園
送達を受けるべき者	設立代表者　平土井　鈴子
設立代表者の住所	大阪市東淀川区小松４丁目17番１－112号
不利益処分の原因となる事実	特定非営利活動法人の設立の認証があった日（平成14年12月４日）から６月を経過しても設立の登記をしていない。
聴聞の期日	平成26年８月20日　10時45分から11時45分
聴聞の場所	大阪市役所市民局　４Ｆ第４会議室
設立法人申請名称	特定非営利活動法人日韓産業振興協会
送達を受けるべき者	設立代表者　中川　健司
設立代表者の住所	大阪市鶴見区浜４丁目14番８-205号
不利益処分の原因となる事実	特定非営利活動法人の設立の認証があった日（平成15年３月17日）から６月を経過しても設立の登記をしていない。
聴聞の期日	平成26年８月20日　10時45分から11時45分
聴聞の場所	大阪市役所市民局　４Ｆ第５会議室
設立法人申請名称	特定非営利活動法人アクティブ・サードエイジ研究所
送達を受けるべき者	設立代表者　作原　秀子
設立代表者の住所	大阪市都島区中野町５丁目14番４-1201号
不利益処分の原因となる事実	特定非営利活動法人の設立の認証があった日（平成17年９月21日）から６月を経過しても設立の登記をしていない。
聴聞の期日	平成26年８月20日　13時45分から14時45分
聴聞の場所	大阪市役所市民局　４Ｆ第５会議室
設立法人申請名称	特定非営利活動法人官公庁建設土木供給協会
送達を受けるべき者	設立代表者　池上　安子
設立代表者の住所	堺市蔵前町1549番地クラマエハイツ306号
不利益処分の原因となる事実	特定非営利活動法人の設立の認証があった日（平成18年２月８日）から６月を経過しても設立の登記を

	していない。
聴聞の期日	平成26年８月21日　９時30分から10時30分
聴聞の場所	大阪市役所市民局　４Ｆ第４会議室
設立法人申請名称	特定非営利活動法人全国中小企業助成会
送達を受けるべき者	設立代表者　永迫　太陽
設立代表者の住所	大阪市西区南堀江３丁目10番１号
不利益処分の原因となる事実	特定非営利活動法人の設立の認証があった日（平成18年２月８日）から６月を経過しても設立の登記をしていない。

（市民局市民活動支援担当）

（平26．７．23掲示済）

大阪市告示第1008号

平成26年７月23日付け大阪市告示第1005号をもって招集された市会臨時会に付議すべき事件として、次の４件を追加する。

平成26年７月24日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　訴訟の提起について（人事室関係）

１　訴訟の提起について（福祉局関係）

１　平成26年度大阪市一般会計補正予算（第２回）急施専決処分報告について

１　損害賠償額の決定に関する急施専決処分報告について（建設局関係）

（平26．７．24掲示済）

大阪市告示第1036号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第９条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　臨時開場

施設名	月　　日	供用時間
長居競技場	平成26年８月11日（月）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月18日（月）	午前７時から翌日午前０時まで
	平成26年８月25日（月）	午前０時から翌日午前０時まで
長居第２陸上競技場	平成26年８月11日（月）	午前９時から午後９時まで

	平成26年８月18日（月）	午前７時から午後９時まで
	平成26年８月25日（月）	午前９時から午後９時まで
長居球技場	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

２　供用時間の変更

施設名	月　　日	供用時間
長居陸上競技場	平成26年８月７日（木）	午前７時から午後９時まで
	平成26年８月９日（土）	午前９時から翌日午前０時まで
	平成26年８月10日（日）	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月17日（日）	午前７時から翌日午前０時まで
	平成26年８月19日（火）から同月21日（木）まで	午前７時から翌日午前０時まで
	平成26年８月22日（金）	午前０時から翌日午前０時まで
	平成26年８月23日（土）	
	平成26年８月24日（日）	午前７時から翌日午前０時まで
	平成26年８月26日（火）	午前７時から午後９時まで
	平成26年８月30日（土）	午前９時から翌日午前０時まで
長居第２陸上競技場	平成26年８月１日（金）から同月３日（日）まで	午前７時から午後９時まで
	平成26年８月７日（木）	
	平成26年８月８日（金）から同月９日（土）まで	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月10日（日）	
	平成26年８月14日（木）	午前７時から午後９時まで
	平成26年８月17日（日）	
	平成26年８月19日（火）	
	平成26年８月20日（水）から同月22日（金）まで	午前９時から翌日午前０時まで
	平成26年８月23日（土）から同月24日（日）まで	午前７時から翌日午前０時まで
	平成26年８月29日（金）から同月31日（日）まで	午前７時から午後９時まで
長居球技場	平成26年８月６日（水）	午前９時から午後11時まで
	平成26年８月13日（水）	
	平成26年８月19日（火）から同月24日（日）まで	午前９時から翌日午前０時まで

長居トレーニング場	平成26年８月１日（金）から同月２日（土）まで	午前９時から午後９時30分まで
	平成26年８月３日（日）	午前９時から午後６時まで
	平成26年８月５日（火）から同月９日（土）まで	午前９時から午後９時30分まで
	平成26年８月10日（日）	午前９時から午後６時まで
	平成26年８月12日（火）から同月16日（土）まで	午前９時から午後９時30分まで
	平成26年８月17日（日）	午前９時から午後６時まで
	平成26年８月19日（火）から同月23日（土）まで	午前９時から午後９時30分まで
	平成26年８月24日（日）	午前９時から午後６時まで
	平成26年８月26日（火）から同月30日（土）まで	午前９時から午後９時30分まで
	平成26年８月31日（日）	午前９時から午後６時まで
長居庭球場	平成26年８月１日（金）	午前９時から午後10時まで
	平成26年８月４日（月）から同月８日（金）まで	
	平成26年８月11日（月）から同月15日（金）まで	
	平成26年８月18日（月）から同月22日（金）まで	
	平成26年８月25日（月）から同月29日（金）まで	
長居相撲場	平成26年８月９日（土）	午前９時から翌日午前０時まで
	平成26年８月22日（金）から同月24日（日）まで	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月30日（土）	午前９時から翌日午前０時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1037号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)第９条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　臨時開場

施設名	月　　日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

２　供用時間の変更

施設名	月　　日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成26年８月１日（金）から同月３日（日）まで	午前７時から午後９時まで
	平成26年８月５日（火）から同月10日（日）まで	
	平成26年８月12日（火）から同月17日（日）まで	
	平成26年８月19日（火）から同月24日（日）まで	
	平成26年８月26日（火）から同月31日（日）まで	
鶴見緑地庭球場	平成26年８月１日（金）から同月31日（日）まで	午前９時から午後10時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1038号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
南港中央野球場	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後７時まで
	平成26年８月11日（月）	午前９時から午後５時まで
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	
南港中央庭球場	平成26年８月４日（月）	
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1039号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
靭テニスセンター	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1040号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立旭プール	平成26年８月１日（金）	
	平成26年８月５日（火）	
	平成26年８月８日（金）	
	平成26年８月12日（火）	
大阪市立旭児童プール	平成26年８月15日（金）	午前９時から午後６時30分まで
	平成26年８月19日（火）	
	平成26年８月22日（金）	
	平成26年８月26日（火）	
	平成26年８月29日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1041号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第９条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪城弓道場	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1042号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第４条第２項の規定により読み替えられた第３条第３項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更及び臨時休館について承認したので、第４条第２項により読み替えられた第３条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　供用時間の変更

施設名	月　日	供用時間
大阪市中央体育館第１体育場	平成26年８月８日（金）から同月９日（土）まで	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月10日（日）	午前８時から翌日午前９時まで
	平成26年８月11日（月）	午前７時30分から午後９時まで
	平成26年８月12日（火）から同月13日（水）まで	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月15日（金）	
	平成26年８月16日（土）	午前９時から翌日午後３時まで
	平成26年８月30日（土）	
	平成26年８月31日（日）	午前９時から翌日午後４時まで
大阪市中央体育館第２体育場	平成26年８月８日（金）から同月９日（土）まで	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月11日（月）	午前７時30分から午後９時まで
	平成26年８月12日（火）から同月13日（水）まで	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月15日（金）	

２　臨時休館

施設名	月　　日
大阪市中央体育館 第１体育場 第２体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成26年８月25日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1043号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日
大阪市立千島体育館 体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	平成26年８月４日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1044号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第４条第２項の規定により読み替えられた第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、供用時間の変更及び臨時休館について承認したので、第４条第２項により読み替えられた第３条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　臨時開館

施設名	月　日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成26年８月18日（月）	午前７時30分から午後９時まで

２　供用時間の変更

施設名	月　日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成26年８月５日（火）	午前７時30分から午後９時まで
	平成26年８月７日（木）	
	平成26年８月20日（水）	
	平成26年８月25日（月）	
	平成26年８月29日（金）	

３　臨時休館

施設名	月　日
大阪市立東淀川体育館	平成26年８月４日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1045号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立北スポーツセンター第１体育場	平成26年８月４日（月） 平成26年８月11日（月） 平成26年８月18日（月） 平成26年８月25日（月）	午後０時30分から午後５時20分まで
大阪市立北スポーツセンター第２体育場		午後０時30分から午後４時まで
大阪市立北スポーツセンター多目的室		午後２時15分から午後３時15分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1046号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立 東成スポーツセンター 第１体育場	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後７時まで
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部生涯スポーツ課）

大阪市告示第1047号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第１体育場 第２体育場	平成26年８月４日（月） 平成26年８月18日（月） 平成26年８月25日（月）	午前10時から午後５時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1048号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第１体育場 多目的室	平成26年８月４日（月）	午後３時30分から午後９時30分まで
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1049号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室	平成26年８月４日（月）	午前10時30分から正午
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1050号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第４項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第１体育場	平成26年８月４日（月） 平成26年８月11日（月） 平成26年８月18日（月） 平成26年８月25日（月）	午前９時から午後１時まで及び午後４時から午後10時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第２体育場		午前９時から午後３時まで及び午後５時30分から午後９時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室		午前９時から正午まで及び午後４時から午後７時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1051号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第５条第２項の規定により読み替えられた同条例第４条第２項の規定に基づき、次

のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第５条第２項の規定により読み替えられた同条例第４条第３項の規定の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立修道館	平成26年８月２日（土）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月16日（土）	
	平成26年８月23日（土）	
	平成26年８月30日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1052号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成26年８月１日（金）から同月31日（日）まで	午前９時から午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場		
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1053号

次の施設について、大阪市プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　臨時開館

施設名	月　　日	時　　間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 飛込プール	平成26年８月11日（月）	午前９時から午後10時まで
	平成26年８月25日（月）	午前９時から午後９時まで

２　供用時間の変更

施設名	月　　日	時　　間
大阪市立大阪プール 飛込プール	平成26年８月１日（金）	午前９時から午後10時まで
	平成26年８月５日（火）から同月８日（金）まで	
	平成26年８月12日（火）から同月15日（金）まで	午前８時から午後９時まで
	平成26年８月22日（金）から同月24日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1054号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立真田山プール 水泳場（50メートルプール）	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後５時まで
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	
	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1055号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　臨時開館

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	平成26年８月25日（月）	午前９時から正午まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成26年８月４日（月）	午前６時30分から午後10時30分まで
	平成26年８月11日（月）	
	平成26年８月18日（月）	午前７時から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月25日（月）	午前６時30分から午後10時30分まで

２　供用時間の変更

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成26年８月１日（金）から同月２日（土）まで	午前６時30分から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月３日（日）	午前６時から午後10時30分まで
	平成26年８月５日（火）から同月６日（水）まで	午前６時30分から午後10時30分まで
	平成26年８月７日（木）	午前６時30分から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月８日（金）	午前６時30分から翌日午前２時まで
	平成26年８月９日（土）	午前５時15分から翌日午前０時まで
	平成26年８月10日（日）	午前６時から午後10時30分まで
	平成26年８月12日（火）	午前６時30分から午後10時30分まで
	平成26年８月13日（水）	午前６時30分から午後８時45分まで
	平成26年８月14日（木）から同月16日（土）まで	午前６時30分から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月17日（日）	午前６時から午後８時45分まで
	平成26年８月19日（火）から同月20日（水）まで	午前６時30分から翌日午前０時15分まで

	平成26年８月21日（木）	午前７時から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月22日（金）	午前６時30分から翌日午前２時まで
	平成26年８月23日（土）	午前６時30分から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月24日（日）	午前６時から午後10時30分まで
	平成26年８月26日（火）から同月29日（金）まで	午前６時30分から翌日午前０時15分まで
	平成26年８月30日（土）	午前６時30分から翌日午前０時まで
	平成26年８月31日（日）	午前６時30分から翌日午前０時15分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1056号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成26年８月１日（金）	午前９時から午後９時45分まで
	平成26年８月２日（土）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月３日（日）から同月６日（水）まで	午前８時30分から午後９時45分まで
	平成26年８月８日（金）	午前９時から午後９時45分まで
	平成26年８月９日（土）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月10日（日）から同月13日（水）まで	午前８時30分から午後９時45分まで
	平成26年８月15日（金）	午前９時から午後９時45分まで

	平成26年８月16日（土）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月17日（日）から同月20日（水）まで	午前８時30分から午後９時45分まで
	平成26年８月22日（金）	午前９時から午後９時45分まで
	平成26年８月23日（土）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月24日（日）	午前９時から午後７時30分まで
	平成26年８月25日（月）から同月27日（水）まで	午前９時から午後９時45分まで
	平成26年８月29日（金）	
	平成26年８月30日（土）	午前９時から午後９時まで
	平成26年８月31日（日）	午前９時から午後７時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1057号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立東淀川屋内プール水泳場	平成26年８月18日（月）	午前８時30分から午後６時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1058号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

施設名	月　　日	供用時間
大阪市立城東屋内プール	平成26年８月４日（月）	午前９時から午後９時30分まで
水泳場	平成26年８月11日（月）	
トレーニング場	平成26年８月25日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1059号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から２か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年６月５日
申請書を受理した日	平成26年７月14日
名称	特定非営利活動法人日中リハビリ介護交流協会
代表者の氏名	鷹野　和美
主たる事務所の所在地	大阪市西区北堀江３丁目８番４－1005号
定款に記載された目的	この法人は、日本のリハビリ・介護に関するノウハウ及び運動療法職・介護職の育成ノウハウを中国に対して移植する事業を行い、高齢者在宅ケアの研究を通じて日中両国の高齢者問題の解決に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月13日
申請書を受理した日	平成26年７月14日
名称	特定非営利活動法人ライフデザイン
代表者の氏名	北　圭司
主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区杭全２丁目11番８号
定款に記載された目的	この法人は、高齢者・障がい者・その他の判断能力が不十分な方々及びそのご家族等に対して、成年後見制度の利用促進活動や後見人等の受任及び相続・遺言・民事信託などをはじめとする様々な相談事業を行い、もって高齢者・障がい者・その他の判断能力が不十分な方々の権利の擁護及び福

	祉の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年７月４日
申請書を受理した日	平成26年７月15日
名称	特定非営利活動法人空き家・空き地相談センター
代表者の氏名	禪定　貞男
主たる事務所の所在地	大阪市福島区海老江７丁目３番４号
定款に記載された目的	この法人は、空き家・空き室・空き地の管理・活用に課題を抱えている方々に対して、その見回り活動や活用に関する助言等の支援に関する事業を行い、地域の防犯および住環境の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年７月10日
申請書を受理した日	平成26年７月15日
名称	特定非営利活動法人ＴＣＭ小児推拿協会
代表者の氏名	新開　庸雅
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10－１－4007
定款に記載された目的	この法人は、中国伝統医学の推拿療法に関して、情報発信や技術者の指導と養成、普及促進に関する事業を行い、国民の健康と健康保持増進に寄与することを目的とする。

（市民局区政支援室市民活動支援担当）

大阪市告示第1060号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から２か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年６月９日
申請書を受理した日	平成26年７月14日
名称	特定非営利活動法人成育環境研究開発機構

代表者の氏名	岩本　康男
主たる事務所の所在地	大阪市中央区北浜３丁目５番22号（オリックス淀屋橋ビル５階「（株）ボネール内」）
定款に記載された目的	この法人は、医療と医療外の各界の専門家・専門団体との連携のもとに、総合的に調査・研究・開発等を行うことによって、健康・福祉・環境の向上と安心のできるまちづくり、社会生活環境を創造し、子どもから高齢者に到るまでの全ての人々の健全な成育環境を向上させ、これを支援する事を目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月11日
申請書を受理した日	平成26年７月14日
名称	特定非営利活動法人大阪府高齢者大学校
代表者の氏名	佐藤　宏一
主たる事務所の所在地	大阪市中央区法円坂１－１－35　アネックスパル法円坂
定款に記載された目的	この法人は、社会の各分野で活動してきたシニア世代が、本講座で仲間と共に、文化・芸術・スポーツ等の学習と体験、多世代交流、まちづくりや環境保全、人権擁護、男女共同参画、外国人・留学生との交流等の学習活動を行い、自ら考え、自ら社会参加することにより、健康で調和のある生活の保持・拡充を自らの生きがい作りとして実践し、また、行政・企業・ＮＰＯ等との協働とサポートの活動を総合的に行うことにより、社会の広い分野での貢献を目的とします。
申請のあった年月日	平成26年６月12日
申請書を受理した日	平成26年７月14日
名称	特定非営利活動法人ダッシュ・オン
代表者の氏名	寺野　稔
主たる事務所の所在地	大阪市平野区喜連西６丁目２番71－301号
定款に記載された目的	この法人は、地域に暮らすより多くの障害者の方に生きがいを持ってもらうために地域や社会資源を開発し、障害者のニーズにマッチングさせるパイプ役となり、地域福祉への貢献や障害者の為のより良いトータルサポートを実現させることを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月26日
申請書を受理した日	平成26年７月14日

名　　称	特定非営利活動法人コーナス
代表者の氏名	白岩　郁雄
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区共立通２丁目３番22号
定款に記載された目的	この法人は、障害者の就労支援及び自立生活支援に関する事業を行う。また、障害者・障害児の社会参加及び地域との交流事業を行い、誰もが暮らしやすく地域の人すべてを包み込む社会の実現を目指すことにより、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月27日
申請書を受理した日	平成26年７月14日
名　　称	ＮＰＯ法人おひさま
代表者の氏名	原　正夫
主たる事務所の所在地	大阪市西淀川区佃３丁目16番20号
定款に記載された目的	この法人は、地域で生活する介護を必要とする人や、その他障がいや、産前産後、子育てなど何らかの支援を必要とする人に対して、必要な支援を適切に提供し、介護する家族の支援及び子育て中の家族の支援を行うと共に、地域社会における人と人との繋がりを再構築する事業を行い、介護が必要であっても、障がいがあっても、子育て中でも社会との繋がりが断ち切られることなく、その人らしく、生きがいのある幸せな生活を応援し共生社会に向かう地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月９日
申請書を受理した日	平成26年７月15日
名　　称	ＮＰＯ法人アジア10円プロジェクト
代表者の氏名	小野　善嗣
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区西中島６丁目５番３号　サムティフェイム新大阪Ⅰ号館815号
定款に記載された目的	この法人は、アジア圏の人々に対して、学校建設、学校運営、農業支援、工業支援に関する事業を行い、地域の社会基盤の推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月19日
申請書を受理した日	平成26年７月15日
名　　称	特定非営利活動法人大阪障害者センター
代表者の氏名	中内　福成

主たる事務所の所在地	大阪市住吉区苅田５丁目１番22号
定款に記載された目的	この法人は、障害児者・家族にかかわる調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、生活・介護への支援に関する事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び相談支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行うことにより、障害児者・家族の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年６月30日
申請書を受理した日	平成26年７月15日
名　　称	ＮＰＯ法人ひとり暮らし高齢者の笑顔をつくる会
代表者の氏名	野﨑ジョン全也
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区稲荷１丁目５番39号　ターミナルサイド太田702号
定款に記載された目的	この法人は、主に、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者の方を対象に、必要な幇助や社会参加機会の提供を通じて、相互扶助機能を持つ地域コミュニティの再生と発展を支援し、延いては地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（市民局区政支援室市民活動支援担当）

大阪市告示第1061号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第44条第１項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定ＮＰＯ法人）として認定したので、同法第49条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

名　　称	特定非営利活動法人出発のなかまの会
代表者の氏名	月川　至
主たる事務所の所在地	大阪市生野区田島１丁目10番30号
認定の有効期間	自平成26年７月11日 至平成31年７月10日
定款に記載された目的	この法人は、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように支援活動を行い、障害をもつ者、もたない者がお互いの自己実現を図る事業を行うことによって、誰もが住み

	やすい社会の創造に寄与することを目的とする。

（市民局区政支援室市民活動支援担当）

大阪市告示第1062号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の３第１項第３号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成26年１月24日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第５項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
ＮＰＯ法人暴力防止情報スペース・ＡＰＩＳ	大阪市都島区都島中通２－３－12

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第1063号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の３第１項第３号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成26年３月20日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第５項の規定に基づき告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議	大阪市中央区内本町二丁目１番19号内本町松屋ビル10－470号室

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第1064号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　担当部局

〒552-0007　大阪市港区弁天１丁目２番１－1300号　オーク200　１番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話　06-4395-7161

2　入札に付する事項

(1)　長期借入物品及び予定数量
生活保護版レセプト管理システム用端末機器等　一式
（電子入札対象案件）

(2)　長期借入物品の特質等　　入札説明書による。

(3)　借入期間　　平成27年１月１日（木）から平成31年12月31日（火）まで

(4)　借入場所　　入札説明書による。

3　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（１に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年８月22日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3)　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4)　平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること

(5)　当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること

(6)　仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること

(7)　機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

(8)　仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること

(9)　仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

(10)　JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO 27001)に準拠したISMS 認証またはこれらと同等の制度により認証

等の取得を証明する書類の提出ができること

4　入札説明書等の交付場所等

(1)　入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先　　大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（１に同じ）

(2)　入札説明書等の交付方法　　公告の日から平成26年８月22日（金）まで無償により交付する。

(3)　入札参加申請書等の受付期間　　公告の日から平成26年８月22日（金）午後５時まで

(4)　入札参加申請書等の受付場所　　入札説明書による。

5　入札執行の日時等

(1)　電子入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年９月29日（月）から同月30日（火）までの午前９時から午後５時まで

②　開札予定日時　　平成26年10月１日（水）午前11時30分

③　場所　　システム上とする。

(2)　紙入札による場合

①　入札書受付期間　　平成26年10月１日（水）午前11時から午前11時30分まで

②　開札予定日時　　平成26年10月１日（水）午前11時30分

③　場所　　大阪市契約管財局入札室（１に同じ）

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第２項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年９月30日（火）午後５時までに必着のこと

6　入札保証金等

(1)　入札保証金（見積った契約希望金額の100分の３以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を１年当たりの額に換算した額））の100分の３に相当する違約金を徴収する。

(2)　契約保証金　　要

ただし、契約規則第37条第１項の規定に該当する場合は免除する。

(3)　保証人　　不要

(4)　契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(5)　契約書作成の要否　　要

(6)　落札者の決定方法　　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年

８月22日（金）午後５時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

８　入札の無効

契約規則第28条第１項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

９　その他

(1)　この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2)　この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3)　落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5)　詳細は入札説明書による。

10　Summary

(1)　Nature and estimated quantity of the products to be leased:
The terminal equipment which use receipt management system of the public assistance 1set

(2)　The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM,22 August 2014

(3)　The date and time for the submission of tenders:

①　on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM,29 September 2014 to 5:00PM,30 September 2014

②　in person: from 11:00AM to 11:30AM,1 October 2014

③　by post: 5:00PM,30 September 2014

(4)　A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300,Benten 1-chome, Minato-ku,Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第1065号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第２項の規定による検査の結果適合していたので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　許可番号

平成26年３月31日　　大阪市指令都計（開）第98号

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区安立２丁目５番８、６番１、６番２

３　許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住之江区安立２丁目11番11号

有限会社キューブ

代表取締役　東山　哲也

４　新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
道路	4,000m	27,430m	開発者	開発者	すみ切り１ヵ所含む
下水道	－	－	大阪市	－	集水ますＩ型 インバート付１ヵ所 新設工

５　廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘　　要
	幅員（管径）	延長			
下水道	－	－	大阪市	－	集水ますＩ型１ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1066号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第

14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③指定年月日

①荻野レディースクリニック　②大阪市北区梅田２丁目４番36号　③平成26年６月１日

①ＯＢＰクリニック　②大阪市中央区城見２丁目２番53号　③平成26年４月１日

①森脇脳神経外科クリニック　②大阪市中央区谷町７丁目２番８号　③平成26年６月１日

①ＩＳクリニック　②大阪市西区靱本町１丁目７番９号　③平成26年５月１日

①樫原クリニック　②大阪市大正区三軒家西２丁目18番５号　③平成26年５月１日

①中尾こころのクリニック　②大阪市大正区三軒家西２丁目18番５号　③平成26年６月１日

①中山診療所　②大阪市大正区泉尾３丁目13番５号　③平成26年５月１日

①小竹医院　②大阪市淀川区十三東３丁目26番15号　③平成26年４月８日

①たるみファミリークリニック　②大阪市城東区中浜３丁目24番７号　③平成26年６月１日

①整形外科・内科しょうもとクリニック　②大阪市阿倍野区王子町３丁目６番８号　③平成26年６月１日

①桃ヶ池クリニック　②大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目13番15号　③平成26年６月１日

①タナカクリニック　②大阪市住吉区苅田３丁目９番５号　③平成26年６月１日

①萱澤・櫻井クリニック　②大阪市平野区平野元町２番３号　③平成26年５月１日

①元林産婦人科内科　②大阪市平野区長吉出戸８丁目７番27号　③平成26年４月１日

①医療法人石井クリニック歯科医院　②大阪市北区天神橋５丁目３番７号　③平成26年５月１日

①とみや歯科診療所　②大阪市大正区三軒家西２丁目18番５号　③平成26年６月１日

①中山歯科医院　②大阪市大正区泉尾３丁目13番５号　③平成26年５月１日

①彩デンタルクリニック　②大阪市浪速区塩草２丁目３番21号　③平成26年５月１日

①ことぶき歯科クリニック　②大阪市浪速区桜川３丁目２番２号　③平成26年６月１日
①ながの歯科　②大阪市西淀川区姫島３丁目13番53号　③平成26年４月１日
①ウエノデンタルクリニック　②大阪市淀川区新高３丁目８番20－101号　③平成26年５月１日
①がもう四丁目歯科　②大阪市城東区今福西１丁目７番４号　③平成26年６月２日
①ＡＫＩデンタルクリニック　②大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号　③平成26年６月１日
①林歯科医院　②大阪市東住吉区駒川５丁目３番５号　③平成26年５月１日
①あらた歯科医院　②大阪市平野区平野元町２番３号　③平成26年６月１日
①スギ薬局戎橋筋店　②大阪市中央区難波３丁目５番１号　③平成26年６月１日
①イースト薬局　②大阪市西区靭本町１丁目７番９号　③平成26年５月１日
①オリーブ薬局　②大阪市淀川区宮原２丁目３番22号　③平成26年６月１日
①よつば薬局　②大阪市旭区中宮５丁目３番26号　③平成26年６月２日
①ユタカ調剤薬局南田辺店　②大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目12番７号　③平成26年６月２日
①くるみ薬局　②大阪市住吉区苅田３丁目９番３号　③平成26年６月１日
①くるみ薬局　②大阪市平野区平野元町２番３号　③平成26年５月１日
①たけは薬局　②大阪市平野区加美東１丁目９番18号　③平成26年６月１日

①事業者名　②事務所の所在地　③ステーション名　④ステーションの所在地　⑤指定年月日
①社会福祉法人幸聖福祉会　②大阪市北区本庄西２丁目６番15号　③藤ミレニアム訪問看護ステーション　④大阪市北区本庄西２丁目６番15号　⑤平成26年５月１日
①医療法人秋桜会　②大阪市都島区都島本通５丁目14番11号　③医療法人秋桜会訪問看護ステーション　④大阪市都島区内代町１丁目１番22号　⑤平成26年５月28日
①株式会社オープス総合看護サービス　②大阪市天王寺区上之宮町２番３号　③ケアーズ天王寺訪問看護ステーション　④大阪市天王寺区上之宮町２番３号　⑤平成26年５月１日
①特定非営利活動法人精神障害者支援の会ヒット　②大阪市生野区新今里３丁目１番５号　③訪問看護ステーションひっとほっと　④大阪市天王寺区東高津町４番16号　⑤平成25年12月２日
①株式会社野の花　②大阪市住吉区東粉浜３丁目27番16号　③訪問看護ステーション野の花　④大阪市住吉区東粉浜３丁目27番16号　⑤平成26年５月１日
①一般社団法人困窮者総合相談支援室Ｈｉｐｐｏ．　②大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番15号　③訪問看護ステーションＨｉｐｐｏ．　④大阪市西成区萩之

茶屋１丁目２番15号　⑤平成26年５月１日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1067号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の２の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③変更年月日

①千北診療所　②大阪市西淀川区大和田５丁目５番３号　③平成26年４月１日

①のざと診療所　②大阪市西淀川区野里３丁目５番34号　③平成26年４月１日

①姫島診療所　②大阪市西淀川区姫島２丁目13番20号　③平成26年４月１日

①ファミリークリニックなごみ　②大阪市淀川区加島４丁目２番17号　③平成26年４月１日

①韓泌尿器科　②大阪市阿倍野区昭和町１丁目21番22－304号　③平成25年10月21日

①（旧）：口腔保健綜合センター附属検査診療所　（新）：大阪府歯科医師会附属歯科診療所　②大阪市天王寺区堂ケ芝１丁目３番27号　③平成26年４月１日

①わくわくリハビリ訪問看護ステーション　②（旧）：大阪市西淀川区歌島１丁目１番６－303号　（新）：大阪市西淀川区柏里３丁目12番29号　③平成26年５月１日

①エルケア訪問看護ステーション　②（旧）：大阪市東淀川区東中島１丁目７番23号　（新）：大阪市東淀川区東中島１丁目７番23－202号　③平成26年５月１日

①南大阪訪問看護ステーション　②（旧）：大阪市住之江区中加賀屋２丁目１番５号　（新）：大阪市住之江区中加賀屋２丁目１番19号　③平成26年６月１日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1068号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第50条の２の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③廃止年月日

①梅田オーククリニック　②大阪市北区曾根崎２丁目６番６号　③平成24年６月30日

①ＯＢＰクリニック　②大阪市中央区城見２丁目２番53号　③平成26年３月31日

①池田診療所　②大阪市西区南堀江２丁目９番25号　③平成21年２月６日

①石橋クリニック　②大阪市西区南堀江２丁目13番２号　③平成26年４月１日

①樫原クリニック　②大阪市大正区泉尾１丁目５番17号　③平成26年４月30日

①杉本診療所　②大阪市大正区三軒家東１丁目21番15号　③平成26年５月31日

①中山診療所　②大阪市大正区泉尾１丁目22番９号　③平成26年４月30日

①小竹医院　②大阪市淀川区十三東３丁目26番15号　③平成26年４月７日

①萱澤・櫻井クリニック　②大阪市平野区平野馬場２丁目５番24号　③平成26年４月30日

①元林産婦人科内科　②大阪市平野区長吉出戸８丁目７番27号　③平成26年３月31日

①石井クリニック歯科医院　②大阪市北区菅栄町10番12号　③平成26年４月30日

①中山歯科医院　②大阪市大正区泉尾１丁目22番６号　③平成26年４月30日

①ながの歯科　②大阪市西淀川区姫島３丁目13番43号　③平成26年３月31日

①林歯科医院　②大阪市東住吉区駒川５丁目４番19号　③平成26年４月30日

①シティー薬局　②大阪市此花区島屋６丁目２番90号　③平成26年３月31日

①築港薬局　②大阪市港区築港３丁目８番７号　③平成26年４月30日

①スギ薬局　昭和町店　②大阪市阿倍野区阪南町２丁目４番１号　③平成26年６月２日

①アイビー薬局　公園南店　②大阪市東住吉区公園南矢田１丁目15番28号　③平成26年４月１日

①くるみ薬局　②大阪市平野区平野馬場２丁目５番24号　③平成26年４月30日

①Ｔｅａｍ　Ｍｅｄｉｃａｌ訪問看護ステーション　②大阪市都島区内代町１丁目１番22号　③平成26年４月30日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第51条第１項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③辞退年月日

①安水内科クリニック　②大阪市中央区南本町１丁目７番15号　③平成24年12月５日

①かじもと皮膚科医院　②大阪市住吉区苅田３丁目17番20号　③平成26年６月30日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③介護機関種別（指定年月日）

①石井クリニック歯科医院　②大阪市北区天神橋５丁目３番７号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）

①オンリーケアサービス　②大阪市北区天神橋５丁目３番18号　③福祉用具貸与（平成26年６月１日）　特定福祉用具販売（平成26年６月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年６月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年６月１日）

①ハーモニー訪問看護ステーション　②大阪市北区中崎１丁目３番７－101号

③訪問看護（平成26年４月１日）　介護予防訪問看護（平成26年４月１日）
①藤ミレニアム訪問看護ステーション　②大阪市北区本庄西２丁目６番15号
③訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）
①愛の家訪問介護ステーション大阪京橋　②大阪市都島区東野田町１丁目16番５－204号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①医療法人秋桜会ケアプランセンター　②大阪市都島区内代町１丁目１番22号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）
①医療法人秋桜会訪問看護ステーション　②大阪市都島区内代町１丁目１番22号　③訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）
①整形外科おおたきクリニック　②大阪市都島区毛馬町２丁目10番33号　③訪問看護（平成26年５月１日）　訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）　居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）
①整形外科みきゆうクリニック　②大阪市都島区内代町１丁目７番11号　③訪問看護（平成26年６月１日）　居宅療養管理指導（平成26年６月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月１日）　介護予防訪問看護（平成26年６月１日）
①ＴｅａｍＭｅｄｉｃａｌケアプランセンター　②大阪市都島区内代町１丁目１番22号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）
①ＴｅａｍＭｅｄｉｃａｌ福祉用具レンタルセンター　②大阪市都島区内代町１丁目１番22号　③福祉用具貸与（平成26年５月１日）　特定福祉用具販売（平成26年５月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年５月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年５月１日）
①ちんとんしゃんケアプランセンター　②大阪市都島区都島本通１丁目11番13号　③居宅介護支援（平成26年４月１日）
①らぽーるケアプランセンター　②大阪市都島区都島本通３丁目15番19号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）
①らぽーるヘルプサービス　②大阪市都島区都島本通３丁目15番19号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①りゅうゆう会整形外科　②大阪市都島区都島南通２丁目14番25号　③訪問看護（平成26年５月１日）　訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）　居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）
①なでしこ事業所　②大阪市福島区大開１丁目５番15号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①スギ薬局戎橋筋店　②大阪市中央区難波３丁目５番１号　③介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月１日）

①デイサービスセンターＲ＆Ｂ港区磯路　②大阪市港区磯路３丁目１番14号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①みなと調剤薬局　②大阪市港区八幡屋１丁目10番14号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）

①樫原クリニック　②大阪市大正区三軒家西２丁目18番５号　③訪問看護（平成26年５月１日）　訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）　居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）

①さくら薬局　②大阪市大正区北村２丁目14番24号　③居宅療養管理指導（平成26年４月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月１日）

①ジールデイサービス　②大阪市大正区泉尾３丁目13番５号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①ケアーズ天王寺訪問看護ステーション　②大阪市天王寺区上之宮町２番３号　③介護予防訪問看護（平成26年５月１日）

①ともの木クリニック　②大阪市天王寺区清水谷町７番９号　③訪問看護（平成26年５月１日）　居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）

①彩デンタルクリニック　②大阪市浪速区塩草２丁目３番21号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）

①あんしんケアプランセンター　②大阪市浪速区敷津西１丁目６番４－201号　③居宅介護支援（平成26年６月１日）

①あんしんヘルプサービス　②大阪市浪速区敷津西１丁目６番４－201号　③訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）

①ケアセンター恵花院なにわ　②大阪市浪速区久保吉２丁目２番６号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）

①オリーブ薬局　②大阪市淀川区宮原２丁目３番22号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）

①ケアプランセンター日本福祉サービス　②大阪市淀川区西宮原１丁目８番33－７号　③居宅介護支援（平成26年６月１日）

①Ｈｅａｒｔｆｕｌ　Ｈａｎｄ　②大阪市淀川区木川西１丁目４番19－101号　③訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）

①リハげんき新大阪　②大阪市淀川区西中島７丁目10番３－102号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①特別養護老人ホームザイオン新大阪　②大阪市東淀川区東中島２丁目14番13号　③短期入所生活介護（平成26年５月15日）　介護予防短期入所生活介護（平成26年５月15日）

①新居脳神経外科クリニック　②大阪市東淀川区小松１丁目３番15号　③居宅療養管理指導（平成26年３月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年３月１日）

①ヘルパーステーションゆきうさぎ　②大阪市東淀川区下新庄４丁目18番21－106号　③福祉用具貸与（平成26年３月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年３月１日）

①リハビリテーションセンターアビリティ上新庄　②大阪市東淀川区小松２丁目４番31号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①はーとケア公園前　②大阪市東成区大今里南２丁目12番17号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①サワ介護サービス　②大阪市生野区巽北２丁目23番25号　③訪問介護（平成26年５月１日）

①とみ歯科医院　②大阪市生野区小路東１丁目21番13号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）

①はなまる介護　②大阪市生野区林寺４丁目10番18号　③訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）

①ヘルパーステーションあずき　②大阪市生野区舎利寺２丁目１番３号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）

①ヘルパーステーションまごころ　②大阪市生野区巽南１丁目１番９号　③訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）

①デイサービス旭陽　②大阪市旭区大宮１丁目10番８号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①よつば薬局　②大阪市旭区中宮５丁目３番26号　③居宅療養管理指導（平成26年６月２日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月２日）

①リハビリテーションセンターアビリティ太子橋　②大阪市旭区太子橋３丁目９番17号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①リハビリテーションセンターアビリティ森小路　②大阪市旭区新森３丁目３番22号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①居宅介護支援事業所ほほえみ　②大阪市城東区今福西２丁目16番１号　③居宅介護支援（平成26年４月１日）

①茶話本舗デイサービス鴫野ゆうゆう亭　②大阪市城東区鴫野東３丁目６番19号　③通所介護（平成26年６月１日）

①たるみファミリークリニック　②大阪市城東区中浜３丁目24番７号　③訪問看護（平成26年６月１日）　居宅療養管理指導（平成26年６月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月１日）　介護予防訪問看護（平成26年６月１日）

①リハビリデイサービスグリーン　②大阪市城東区中浜３丁目25番７号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①椿福祉会ケアプランセンター　②大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番14号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）

①鶴見ファーマライズ薬局　②大阪市鶴見区鶴見４丁目１番２－102号　③介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月１日）
①アベノケアステーション　②大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番２－308号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①デイサービス昭和町　②大阪市阿倍野区昭和町１丁目13番４号　③通所介護（平成26年４月１日）　介護予防通所介護（平成26年４月１日）
①ケアステーションミノアール　②大阪市住之江区南港中３丁目３番101号　③訪問介護（平成26年６月１日）　福祉用具貸与（平成26年６月１日）　特定福祉用具販売（平成26年６月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年６月１日）
①スイート介護センター　②大阪市住之江区新北島３丁目８番25－204号　③訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）
①くるみ薬局　②大阪市住吉区苅田３丁目９番３号　③居宅療養管理指導（平成26年６月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月１日）
①シクロすみよしケアプランセンター　②大阪市住吉区東粉浜３丁目13番14号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）
①土田クリニック　②大阪市住吉区我孫子西２丁目２番20号　③居宅療養管理指導（平成26年１月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年１月１日）
①福祉用具センターサルビア　②大阪市住吉区苅田２丁目12番６号　③福祉用具貸与（平成26年４月17日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年４月17日）
①ヘルパーステーションサルビア　②大阪市住吉区苅田２丁目12番６号　③訪問介護（平成26年４月17日）　介護予防訪問介護（平成26年４月17日）
①訪問看護ステーション野の花　②大阪市住吉区東粉浜３丁目27番16号　③訪問看護（平成26年５月１日）　訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）　居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成26年５月１日）
①きずな歯科　②大阪市東住吉区湯里２丁目18番７－102号　③居宅療養管理指導（平成26年２月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年２月１日）
①林歯科医院　②大阪市東住吉区駒川５丁目３番５号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）
①あらた歯科医院　②大阪市平野区平野元町２番３号　③居宅療養管理指導（平成26年６月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月１日）
①萱澤・櫻井クリニック　②大阪市平野区平野元町２番３号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）
①きんかんケアステーション　②大阪市平野区瓜破西２丁目３番11号　③訪問介護（平成26年６月１日）　介護予防訪問介護（平成26年６月１日）
①くるみ薬局　②大阪市平野区平野元町２番３号　③居宅療養管理指導（平成26年５月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月１日）

①げんきでわくわく通所サービス　②大阪市平野区長吉長原１丁目８番15号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）
①なごみ薬局　②大阪市平野区平野北１丁目９番８号　③居宅療養管理指導（平成26年４月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月１日）
①ふれあいの翔　②大阪市平野区長吉長原２丁目12番５号　③訪問介護（平成26年７月１日）　居宅介護支援（平成26年７月１日）　介護予防訪問介護（平成26年７月１日）
①ヘルパーステーションつどい　②大阪市平野区西脇３丁目１番31－102号　③訪問介護（平成26年４月１日）　介護予防訪問介護（平成26年４月１日）
①ほうゆうケアサービス　②大阪市平野区加美北７丁目４番50号　③訪問介護（平成26年４月１日）　介護予防訪問介護（平成26年４月１日）
①趙診療所　②大阪市西成区梅南２丁目５番17号　③訪問看護（平成26年４月１日）　訪問リハビリテーション（平成26年４月１日）　居宅療養管理指導（平成26年４月１日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月１日）　介護予防訪問看護（平成26年４月１日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成２６年４月１日）
①ふれんど介護サービス天下茶屋支店　②大阪市西成区天下茶屋３丁目20番３号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①訪問看護ステーションＨｉｐｐｏ．　②大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番15号　③訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③介護機関種別（変更年月日）
①介護事業所あおぞら　②（旧）：大阪市都島区東野田町４丁目19番11号（新）：大阪市都島区東野田町４丁目17番11－413号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①（旧）：デイサービスセンターおとなの学校西島校　（新）：大阪暁明館通

所介護センター　②大阪市此花区西島３丁目10番１号　③通所介護（平成26年５月１日）　介護予防通所介護（平成26年５月１日）

①暁明館福祉用具貸与センター　②（旧）：大阪市此花区春日出北１丁目１番４号　（新）：大阪市此花区春日出北１丁目１番４－201号　③福祉用具貸与（平成26年５月１日）　特定福祉用具販売（平成26年５月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年５月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年５月１日）

①くおると介護用品　②（旧）：大阪市中央区高津３丁目８番20－1002号　（新）：大阪市中央区高津３丁目８番20－502号　③福祉用具貸与（平成26年４月１日）　特定福祉用具販売（平成26年４月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年４月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年４月１日）

①ヘルパーステーションアクア　②（旧）：大阪市中央区船場中央３丁目３番９－217号　（新）：大阪市中央区博労町３丁目１番３－811号　③訪問介護（平成25年12月９日）

①キャリア在宅看護研究所　②（旧）：大阪市西区九条南３丁目６番27号　（新）：大阪市西区九条１丁目８番３－101号　③居宅介護支援（平成26年４月１日）

①キャリアホームヘルプセンター　②（旧）：大阪市西区九条南３丁目６番27号　（新）：大阪市西区九条１丁目８番３－101号　③訪問介護（平成26年４月１日）　介護予防訪問介護（平成26年４月１日）

①医療法人邦明会ヘルパーステーション　②（旧）：大阪市大正区泉尾１丁目５番17号　（新）：大阪市大正区三軒家西２丁目18番５号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）

①（旧）：セルフサポートらくゆう会大阪西　（新）：らくゆう会　②大阪市天王寺区空堀町15番20号　③福祉用具貸与（平成26年５月１日）　特定福祉用具販売（平成26年５月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年５月１日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年５月１日）

①エルケア訪問看護ステーション　②（旧）：大阪市東淀川区東中島１丁目７番23号　（新）：大阪市東淀川区東中島１丁目７番23－202号　③訪問看護（平成26年５月１日）　介護予防訪問看護（平成26年５月１日）

①デイサービスほのぼの苑　②（旧）：大阪市東淀川区小松５丁目６番５号　（新）：大阪市東淀川区小松５丁目２番９号　③通所介護（平成26年３月１日）　介護予防通所介護（平成26年３月１日）

①介護支援センターほのぼの苑　②（旧）：大阪市東淀川区小松５丁目６番５号　（新）：大阪市東淀川区小松５丁目２番９号　③居宅介護支援（平成26年３月１日）

①あい介護センター森小路　②（旧）：大阪市旭区新森２丁目21番４－101号　（新）：大阪市旭区新森２丁目１番34－105号　③訪問介護（平成26年４月１日）　介護予防訪問介護（平成26年４月１日）

①あいケアプランセンター　②（旧）：大阪市旭区新森２丁目21番４－101号

（新）：大阪市旭区新森２丁目１番34－105号　③居宅介護支援（平成26年４月１日）

①トウヨウケアプランセンター　②（旧）：大阪市城東区今福東２丁目７番26－203号　（新）：大阪市城東区今福東２丁目７番26－301号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）

①トウヨウ訪問介護ステーション　②（旧）：大阪市城東区今福東２丁目７番26－203号　（新）：大阪市城東区今福東２丁目７番26－301号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）

①コープおおさか病院ケアープランセンター　②（旧）：大阪市鶴見区鶴見３丁目６番22号　（新）：大阪市鶴見区鶴見３丁目６番24号　③居宅介護支援（平成24年６月25日）

①（旧）：医師会立あべのケアセンター　（新）：阿倍野区医師会ケアセンター　②大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目８番26号　③居宅介護支援（平成25年７月１日）

①株式会社ログ　②（旧）：大阪市阿倍野区阿倍野元町16番６－107号　（新）：大阪市阿倍野区昭和町２丁目19番24－５Ｄ号　③福祉用具貸与（平成26年４月21日）　特定福祉用具販売（平成26年４月21日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年４月21日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年４月21日）

①ケアプランセンタートラストマインド　②（旧）：大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１－4006号　（新）：大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１－6001号　③居宅介護支援（平成２６年５月１日）

①訪問介護センタートラストマインド　②（旧）：大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１－4006号　（新）：大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１－6001号　③訪問介護（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）

①ログ　②（旧）：大阪市阿倍野区阿倍野元町16番６－107号　（新）：大阪市阿倍野区昭和町２丁目19番24－５Ｄ号　③居宅介護支援（平成26年４月21日）

①ケア・プランセンター「ほほえみ」　②（旧）：大阪市住之江区浜口東３丁目５番19－５Ａ号　（新）：大阪市住之江区浜口東３丁目５番19号　③居宅介護支援（平成26年５月１日）

①ケアラーズ　②（旧）：大阪市住之江区浜口東３丁目５番18号　（新）：大阪市住之江区西住之江１丁目５番15号　③居宅介護支援（平成25年10月７日）

①（旧）：循環器科胃腸科和田内科　（新）：医療法人和田医院　②大阪市東住吉区山坂５丁目２番８号　③訪問看護（平成25年１月10日）　訪問リハビリテーション（平成25年１月10日）　居宅療養管理指導（平成25年１月10日）　介護予防居宅療養管理指導（平成25年１月10日）　介護予防訪問看護（平成25年１月10日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成25年１月10日）

①楽訪問介護サービスセンター　②（旧）：大阪市平野区加美北１丁目４番24号　（新）：大阪市平野区長吉出戸６丁目４番１－207号　③訪問介護（平成26年４月22日）　介護予防訪問介護（平成26年４月22日）

①介護サービスるーぷ　②（旧）：大阪市西成区花園南１丁目10番25号

（新）：大阪市西成区花園北２丁目18番24号　③訪問介護（平成26年４月26日）　居宅介護支援（平成26年４月26日）　介護予防訪問介護（平成26年４月26日）
①希望のさと１　②（旧）：大阪市西成区花園北１丁目７番９号　（新）：大阪市西成区花園北２丁目15番30号　③訪問介護（平成26年５月１日）　居宅介護支援（平成26年５月１日）　介護予防訪問介護（平成26年５月１日）
①たけだケアセンター　②（旧）：大阪市西成区花園南１丁目４番９号　（新）：大阪市西成区花園北１丁目６番19－805号　③訪問介護（平成26年３月31日）　居宅介護支援（平成26年３月31日）　介護予防訪問介護（平成26年３月31日）
①「ニコニコ」　②（旧）：大阪市西成区岸里２丁目３番36号　（新）：大阪市西成区岸里２丁目３番３－201・206号　③居宅介護支援（平成25年５月１日）
①ニコニコ介護センター　②（旧）：大阪市西成区岸里２丁目３番36号　（新）：大阪市西成区岸里２丁目３番３－201・206号　③訪問介護（平成25年５月１日）　介護予防訪問介護（平成25年５月１日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③介護機関種別（廃止年月日）
①石井クリニック歯科医院　②大阪市北区菅栄町10番12号　③居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月30日）
①大阪みなみ薬局　②大阪市北区浮田１丁目３番11号　③居宅療養管理指導（平成16年４月30日）
①ＴｅａｍＭｅｄｉｃａｌ訪問看護ステーション　②大阪市都島区内代町１丁目１番22号　③訪問看護（平成26年４月30日）　介護予防訪問看護（平成26年４月30日）
①暁明館通所介護センター　②大阪市此花区春日出中１丁目28番16－101号　③通所介護（平成26年４月30日）　介護予防通所介護（平成26年４月30日）
①スマイリーサポートショップ　②大阪市中央区上町Ｂ番６号　③福祉用具貸

与（平成26年６月30日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年６月30日）
①在宅ケアセンターすまいる　②大阪市港区三先１丁目10番28－801号　③福祉用具貸与（平成25年８月31日）　特定福祉用具販売（平成25年８月31日）　特定介護予防福祉用具販売（平成25年８月31日）　介護予防福祉用具貸与（平成25年８月31日）
①樫原クリニック　②大阪市大正区泉尾１丁目５番17号　③訪問看護（平成26年４月30日）　訪問リハビリテーション（平成26年４月30日）　居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防訪問看護（平成26年４月30日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成26年４月30日）
①セルフサポートらくゆう会ＯＳＡＫＡ　②大阪市天王寺区空堀町15番20号　③福祉用具貸与（平成26年５月30日）　特定福祉用具販売（平成26年５月30日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年５月30日）　介護予防福祉用具貸与（平成26年５月30日）
①浪速生野病院訪問看護ステーション　②大阪市浪速区浪速東２丁目７番15号　③訪問看護（平成19年３月31日）　介護予防訪問看護（平成19年３月31日）
①おはな薬局　②大阪市西淀川区福町２丁目３番９－101号　③居宅療養管理指導（平成26年５月31日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年５月31日）
①デイサービスセンター時遊庵　②大阪市淀川区木川東２丁目９番７号　③通所介護（平成26年３月31日）　介護予防通所介護（平成26年３月31日）
①リハビリテーションセンターアビリティ上新庄　②大阪市東淀川区小松２丁目４番31号　③通所介護（平成26年４月30日）　介護予防通所介護（平成26年４月30日）
①リハビリテーションセンターアビリティ太子橋　②大阪市旭区太子橋３丁目９番17号　③通所介護（平成26年４月30日）　介護予防通所介護（平成26年４月30日）
①リハビリテーションセンターアビリティ森小路　②大阪市旭区新森３丁目３番22号　③通所介護（平成26年４月30日）　介護予防通所介護（平成26年４月30日）
①ケア２１深江橋　②大阪市城東区永田４丁目15番24－105号　③訪問介護（平成17年４月30日）
①スギ薬局昭和町店　②大阪市阿倍野区阪南町２丁目４番１号　③居宅療養管理指導（平成26年６月２日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年６月２日）
①なごみの里ケアプランセンター　②大阪市住之江区浜口西２丁目７番18号　③居宅介護支援（平成26年３月31日）
①なごみの里訪問介護サービス　②大阪市住之江区浜口西２丁目７番18号　③訪問介護（平成25年10月31日）　介護予防訪問介護（平成25年10月31日）
①林歯科医院　②大阪市東住吉区駒川５丁目４番19号　③居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月30日）
①ヘルパーステーションつどい　②大阪市東住吉区中野４丁目８番27－101号

③訪問介護（平成26年３月31日）　介護予防訪問介護（平成26年３月31日）
①瓜破エヌ・ピー・シー薬局　②大阪市平野区瓜破西２丁目７番49－108号
③居宅療養管理指導（平成26年３月31日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年３月31日）
①エヌ・ピー・シー薬局　②大阪市平野区長吉長原東３丁目２番５－103号
③居宅療養管理指導（平成26年３月31日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年３月31日）
①萱澤・櫻井クリニック　②大阪市平野区平野馬場２丁目５番24号　③訪問看護（平成26年４月30日）　訪問リハビリテーション（平成26年４月30日）　居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防訪問看護（平成26年４月30日）　介護予防訪問リハビリテーション（平成26年４月30日）
①くるみ薬局　②大阪市平野区平野馬場２丁目５番24号　③居宅療養管理指導（平成26年４月30日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年４月30日）
①ホームケアー株式会社大阪平野ヘルパーステーション　②大阪市平野区背戸口５丁目６番23号　③特定福祉用具販売（平成26年６月１日）　特定介護予防福祉用具販売（平成26年６月１日）
①趙診療所　②大阪市西成区梅南２丁目３番16号　③居宅療養管理指導（平成26年３月31日）　介護予防居宅療養管理指導（平成26年３月31日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1073号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①施術者名　②施術所名　③所在地　④指定年月日
①福田　智子　②こころ整骨院　③大阪市北区天神橋１丁目20番13号　④平成26年６月１日
①名取　浩二郎　②リファインなとり整骨院　③大阪市此花区西九条３丁目８番22号　④平成26年６月１日
①嶋田　浩　②Ａｎｔｅｒｉｏｒ鍼灸整骨院　③大阪市中央区南船場３丁目８番７－1102号　④平成26年６月30日

①横井　律子　②りっつ鍼灸マッサージ院　③大阪市西区江之子島２丁目１番21－1507号　④平成26年５月19日

①仲埜　歌余子　②めぐみ整骨院　③大阪市西淀川区姫里１丁目26番18号　④平成26年６月１日

①穴井　春花　②三国スポーツ整骨院　③大阪市淀川区西三国１丁目31番６号　④平成26年６月１日

①上原　奈津江　②鍼灸マッサージまごころ治療院　大阪中央店　③大阪市淀川区十三元今里３丁目３番23－201号　④平成26年５月１日

①湊　武彦　②ライフケア鍼灸院　③大阪市淀川区三国本町２丁目８番３号　④平成26年５月１日

①森村　賢一　②ライフケア鍼灸院　③大阪市淀川区三国本町２丁目８番３号　④平成26年５月１日

①塙　明也　②もりわき整骨院　③大阪市東淀川区小松１丁目１番３号　④平成26年２月１日

①番匠　元彦　②あおぞら鍼灸整骨院　③大阪市東淀川区豊里７丁目27番20－106号　④平成26年５月19日

①料所　広次　②１３番地接骨院　③大阪市東淀川区東淡路２丁目13番８号　④平成26年６月６日

①奥田　敏弘　②おくだ整骨院　③大阪市生野区勝山南３丁目12番６号　④平成26年６月１日

①今木　哲也　②いまき整骨院　③大阪市旭区大宮５丁目６番４号　④平成26年５月１日

①中川　拓哉　②さくら鍼灸院整骨院　③大阪市旭区生江２丁目３番29－103号　④平成26年６月１日

①扇原　拓人　②ゆめ整骨院　③大阪市阿倍野区美章園２丁目19番20号　④平成26年６月１日

①森本　一宏　②七福接骨院　③大阪市住之江区粉浜３丁目17番16号　④平成26年６月５日

①加藤　泰三　②えぼしはり灸マッサージ院　③大阪市住吉区長居１丁目５番31－202号　④平成26年７月１日

①田部　一朗　②ＫＡＺＵ太極療院　③大阪市住吉区長居東１丁目22番37号　④平成26年６月１日

①井上　忠司　②井上整骨院　③大阪市東住吉区今川２丁目３番７号　④平成26年４月８日

①為　美咲　②針中野フィジカルケア鍼灸院　③大阪市東住吉区湯里１丁目14番４号　④平成26年６月１日

①山本　明雄　②リーヴマッサージ治療院　③大阪市平野区平野南１丁目５番25号　④平成26年６月１日

①村濱　柳太郎　②元気庵鍼灸あんま・マッサージ　③大阪市西成区鶴見橋３丁目２番29号　④平成26年６月１日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1074号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の２の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①施術者名　②施術所名　③施術住所　④変更年月日

①小川　幸宏　②（旧）：小川鍼灸院　（新）：はりきゅうマッサージ暖家おがわ施術院　③大阪市平野区平野本町２丁目３番12号　④平成26年４月１日

①山本　明雄　②（旧）：ハリ・マッサージ山本治療院　（新）：（往療専門）　③（旧）：大阪市平野区長吉長原１丁目１番48－100号　（新）：大阪市平野区長吉長原１丁目１番48－703号　④平成26年５月20日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の２の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定によりその規定の例によることとされた生活保護法第55条の２の規定により、告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①施術者名　②施術所名　③所在地　④廃止年月日

①重光　良盛　②つかさ整骨院　③大阪市西区江戸堀２丁目５番25号　④平成26年４月28日

①仲埜　歌余子　②なかの整骨院　③大阪市港区弁天３丁目９番21号　④平成

26年４月30日
①三原　一朗　②三原鍼灸指圧院　③大阪市浪速区戎本町１丁目５番５－401号　④平成26年５月31日
①真野　翔多　②竹村三国整骨院　③大阪市淀川区西三国１丁目31番６号　④平成25年８月１日
①小阪　尚徳　②もりわき整骨院　③大阪市東淀川区小松１丁目１番３号　④平成26年１月31日
①西山　宗男　②エターニティＰＪＸ株式会社　淡路整骨院　③大阪市東淀川区淡路４丁目９番14号　④平成26年５月１日
①華山　泰平　②ゆめ整骨院　③大阪市阿倍野区美章園２丁目19番20号　④平成26年５月31日
①森本　一宏　②もりもと接骨院　③大阪市住吉区我孫子東２丁目９番７－101号　④平成26年６月５日
①柴垣　通誠　②元気庵鍼灸あんまマッサージ　③大阪市西成区鶴見橋３丁目２番29号　④平成26年５月31日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第1076号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第１号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③担当しようとする医療の種類　④主たる医師の氏名　⑤指定年月日
①一般財団法人　淀川勤労者厚生協会　附属　西淀病院　②西淀川区野里三丁目５－22　③腎臓　④大島　民旗　⑤平成26年７月１日
①秋桜会ファミリークリニック　②都島区都島本通四丁目24－19　③腎臓　④来島　泰秋　⑤平成26年６月１日
①桃ヶ池クリニック　②阿倍野区桃ヶ池町二丁目13－15　③腎臓　④田島　英治　⑤平成26年７月１日

（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課）

大阪市告示第1077号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を

指定したので、同法第69条第１号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

①名称　②所在地　③担当しようとする医療の種類　④指定年月日

①ユタカ調剤薬局　南田辺店　②阿倍野区桃ヶ池町二丁目12－７　③調剤　④平成26年７月１日

①河内薬局　②福島区吉野一丁目21－９　レジデンスＫ　101号　③調剤　④平成26年６月１日

①スギ薬局　昭和町駅前店　②阿倍野区阪南町二丁目１－１　和光ビル　１階　③調剤　④平成26年６月２日

①おはな薬局　②西淀川区福町二丁目３－９　M’Sビル福町　101　③調剤　④平成26年６月１日

①スギ薬局　戎橋筋店　②中央区難波三丁目５－１　ナンバー番ビル　１階　③調剤　④平成26年７月１日

①くるみ薬局　②住吉区苅田三丁目９－３　③調剤　④平成26年７月１日

①なごみ薬局　②平野区平野北一丁目９－８　③調剤　④平成26年７月１日

①尾辻薬局　鶴見橋店　②西成区鶴見橋一丁目６－16　③調剤　④平成26年６月１日

①たけは薬局　②平野区加美東一丁目９－18　１F　③調剤　④平成26年７月１日

①よつば薬局　②旭区中宮五丁目３－26　１階　③調剤　④平成26年７月１日

①くるみ薬局　②平野区平野元町２－３　１階　③調剤　④平成26年５月１日

（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課）

大阪市告示第1078号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市生野区巽西四丁目260番１）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合しない特定有害物質の名称

シアン化合物、ほう素及びその化合物

３　土壌汚染対策法施行規則第31条第２項の基準に適合しない特定有害物質の

名称

シアン化合物

別図

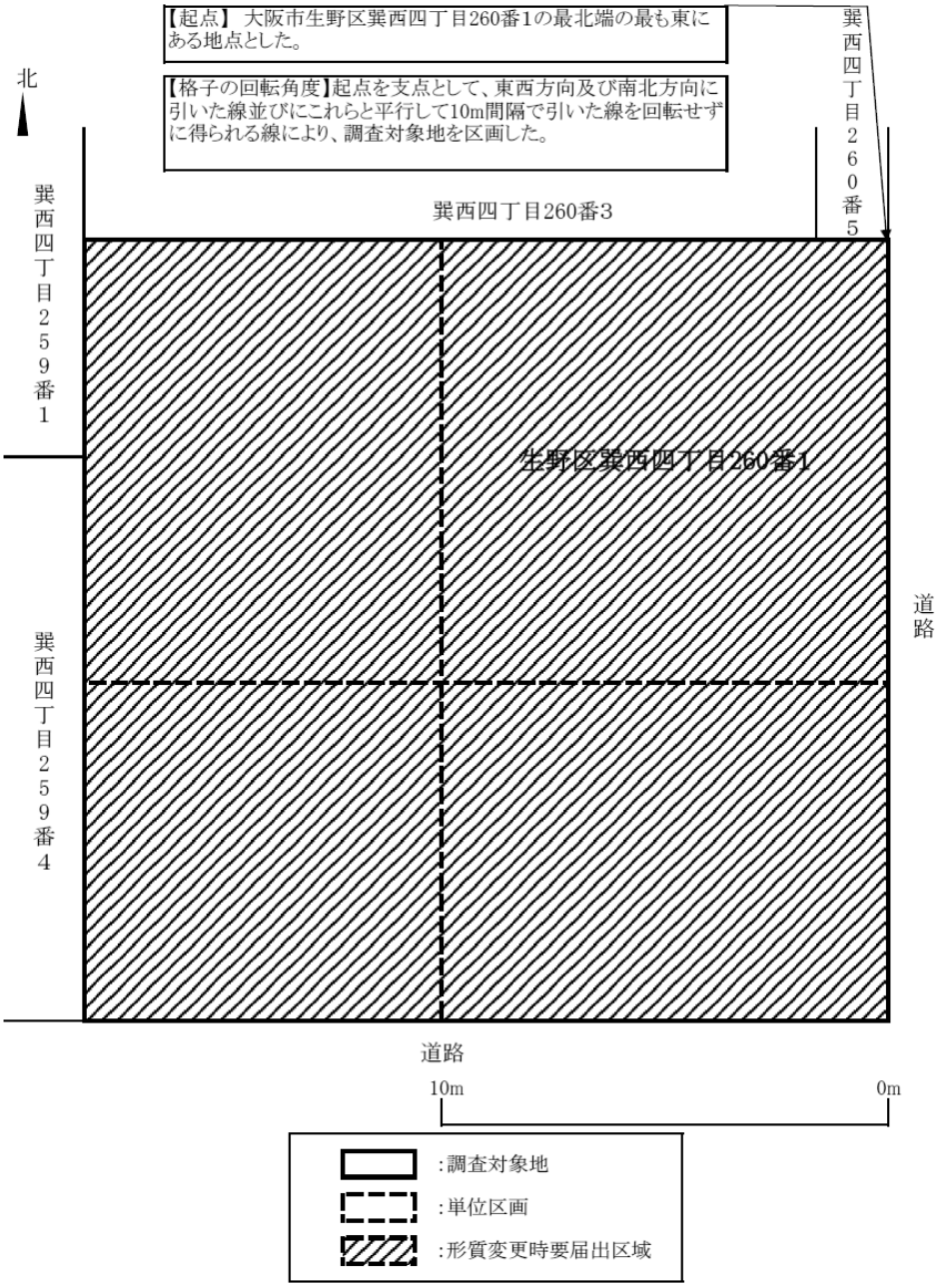

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年８月15日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種　　類	場　　所
自動二輪車 （スズキ 銀色）	都島区中野町２丁目15番先

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年８月15日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路　線　名	除却実施場所	物　件
大阪牧岡奈良線	天王寺区舟橋町１８番先	すのこ等

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第1081号

阿倍野駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第４条第３項後段の規定に基づき、次のとおり平成26年８月１日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第５項の規定により公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
精算機対応	一般区画①	駐車後１時間まで無料、１時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。
人的対応	一般区画②	１日１回150円
	特定区画	１日１回100円、ただし駐車後１時間まで無料。

備考

１　上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。

２　上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。

３　上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。

４　上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち３に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局管理部自転車対策課）

大阪市告示第1082号

北加賀屋駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第４条第３項後段の規定に基づき、次のとおり平成26年８月１日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第５項の規定により公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
コインポスト	一般区画①	１日１回150円
人的対応	一般区画②	１日１回150円、ただし駐車後１時間まで無料。
精算機対応		駐車後１時間まで無料、１時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。

備考

１　上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。

２　上記の表において、「コインポスト」とは、コインポストにより利用料金の収受を行うことをいう。

３　上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。

４　上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

（建設局管理部自転車対策課）

大阪市告示第1083号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

［掲載順序］

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法　②契約方式　③落札決定日（随意契約の場合は契約日）　④落札者（随意契約の場合は契約相手方）　⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）　⑥入札公告日又は公示日　⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島１丁目３番20号）

①今市中学校仮設校舎一式　長期借入　②一般競争入札　③26．６．12　④日成ビルド工業（株）大阪市西区京町堀２丁目14番28号 リリカラ大阪ビル７階　⑤39,900,000円　⑥26．４．11

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市監査委員告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第１項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を他の者に補助させることについての協議を行い、協議が調ったので同条第２項の規定により告示する。

平成26年７月23日

大阪市監査委員　　貴　納　順　二
同　　阪　井　千鶴子
同　　石　原　信　幸
同　　松　崎　　孔

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間

１　氏名　安部　靖雄
　住所　大阪府茨木市西田中町３－26－801

期間　平成26年７月24日から平成27年３月31日まで

２　氏名　石井　秀明

住所　大阪府豊中市東寺内町16－９

期間　平成26年７月24日から平成27年３月31日まで

（行政委員会事務局監査部監査課）

（平26．７．23掲示済）

公　　告

大阪市公告第87号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　担　当

〒545－8550　大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番１号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話　06－6630－3126

２　入札に付すべき事項

売払物品	数量	車台番号	型式
①中古ブルドーザ	１台	１ＫＤ05671	Ｃ三菱　Ｄ６ＨＰＳ－Ｌ ＧＰ－ＡＣ
②中古ブルドーザ	１台	１ＫＤ05672	Ｃ三菱　Ｄ６ＨＰＳ－Ｌ ＧＰ－ＡＣ
③中古ブルドーザ	１台	４ＴＲ00512	Ｃ三菱　Ｄ６Ｒ－ＤＳＬ ＧＰ－ＡＣ
④中古ブルドーザ	１台	４ＴＲ00513	Ｃ三菱　Ｄ６Ｒ－ＤＳＬ ＧＰ－ＡＣ
⑤中古ブルドーザ	１台	Ｄ65Ｐ－12－ 62560	小松　Ｄ65Ｐ－12

⑥中古ホイルローダ	１台	Ｓ28－00212	ＴＣＭ　Ｓ－28
⑦中古清掃レーキ	１台	W006－20217	小松　ＷＡ150改

売払物品	数量
⑧金属等廃材（クレーン用バケット）	12個

３　下見日時及び場所

下見の日時	下見場所
平成26年８月21日（木） 午後１時20分から午後４時までの間の集合とする。	大阪市環境局施設部北港事務所 大阪市此花区夢洲東１丁目地先

注）上記下見場所につき、車両の乗り入れが困難なため、下見の日時の間で下記本市案内車両予定時刻表に基づき、北港エリア入口駐車場から北港エリア内売払物品保管場所間で運行する本市車両により案内する。本市案内車両予定時刻表は、あくまで予定であり、状況により随時発車することがあるため、時間どおりの運行とならない場合があることを了承すること。また、乗合人数に限りがあり、予定時刻に発車場所に到着していても次便まで待機時間が発生することがあることを了承すること。

案内による下見に参加できる人数は、乗合人数に限りがあるため、各申込業者につき１名とする。

なお、最終発車予定時刻便に乗車人数の関係で乗車できない場合でも、最終の発車予定時刻たる午後４時00分までに北港エリア入口駐車場で下見の参加希望が確認できている入札参加申出者に関しては別途対応する。

また、北港エリア入口駐車場から北港エリア内売払物品保管場所間の移動は、本市案内車両での移動に限られ、案内中は本市担当の指示に従うこと。

本市案内車両予定時刻表

北港エリア入口駐車場発車予定時刻	下見場所現地発車予定時刻
午後１時20分	午後１時40分
午後１時40分	午後２時00分
午後２時00分	午後２時20分
午後２時20分	午後２時40分
午後２時40分	午後３時00分
午後３時00分	午後３時20分
午後３時20分	午後３時40分

午後３時40分	午後４時00分
午後４時00分	午後４時20分
	午後４時40分

4　入札参加に要する書類

(1)　一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

(2)　大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成26・27年度物品売払入札参加承認証の写し

※　平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(http://www.keiyaku.city.osaka.jp/)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

(3)　下見参加予定時刻聴取表

5　入札用紙の交付期限

本公告の日から平成26年８月18日（月）午後５時30分まで

6　入札説明書の交付場所等

上記１及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

7　入札保証金

免除

8　契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9　入札執行の日時及び場所

(1)　入札執行の日時

平成26年８月22日（金）　午前10時

(2)　入札執行の場所

あべのルシアス12階　大阪市環境局入札室

10　入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11　入札の無効

(1)　大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

(2)　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※　入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は

無効とする。

12　落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

13　その他

(1)　契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14　問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局施設部施設管理課　　電話06-6630-3361

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課　　電話06-6630-3126

（環境局総務部総務課）

大阪市公告第88号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

1　契約担当

〒559-0034　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
ＡＴＣビル　ＩＴＭ棟６階
大阪市建設局総務部経理課
電話06－6615－7540

2　入札に付すべき事項

売払物品	数量
都島第２ほか９自転車保管所古自転車等－５	10山

3　下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成26年８月20日（水）	午前９時30分から午後４時30分まで（ただし、午前11時30分から午後１時30分を除く。）	都島第２自転車保管所	都島区都島南通２－８
		天王寺バイパス自転車保管所	天王寺区南河堀町７
		新木津川大橋自転車保管所	住之江区柴谷１－２附近（新木津川大橋高架下）

		南港第２自転車保管所	住之江区南港東２－４先 （阪神高速道路湾岸線高架下）
		瓜破自転車保管所	平野区瓜破６－３先 （阪神高速道路松原線高架下）
		嬉ヶ崎東自転車保管所	此花区西九条５－１
		嬉ヶ崎西自転車保管所	此花区朝日２－２
		十三バイパス高架下 自転車保管所南入口	北区中津７－９
		三国本町④自転車保管所	淀川区三国本町１－１
		菅原自転車保管所	東淀川区菅原１－６

※　下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課　　電話　06－6615－6684
ＦＡＸ　06－6615－6577

４　入札参加資格

(1)　平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年８月19日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア　物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ　使用印鑑届（本市様式）

ウ　物品売払入札参加承認証（本市様式）

※　平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ　法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ　法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書
個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※　エ、オについては、発行後３ヶ月以内のもの

(2)　古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

５　入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1)　受付期間　本公告の日から平成26年８月19日（火）午後５時30分までの本市の休日を除く午前９時から午後５時30分まで（午後０時15分から午後１時までを除く。）

(2)　受付場所　上記１に同じ

6　入札参加資格の審査等

(1)　５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、４にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2)　物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7　仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記１においても無償で交付する。

8　契約条項を示す場所

上記１に同じ

9　入札保証金

免除

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付することただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11　入札執行場所

ＡＴＣビルＩＴＭ棟　６階　大阪市建設局入札室

12　入札執行日時

平成26年８月21日（木）　午前10時

13　入札の方法

(1)　入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

※　消費税率は８％で計算すること

(2)　物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14　入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15　入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

（注１）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16　落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17　契約の決定、決定の無効

(1)　落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第２項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2)　本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア　下記書類を１点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第４項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ　下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18　その他

(1)　10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。また、落札者が入札日当日中に契約保証金、又は契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

(2)　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3)　落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

大阪市公告第89号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年８月１日

大阪市長　　橋　下　　徹

１　契約担当

〒559-0034　大阪市住之江区南港北２丁目１番10号
ＡＴＣビル　ＩＴＭ棟６階
大阪市建設局総務部経理課
電話06－6615－7540

２　入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか２自転車保管所古自転車等－９	３山
②	南港ほか３自転車保管所古自転車等－９	４山

３　下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成26年８月18日（月）	午前10時から午後５時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田２丁目５番16号
			大宮自転車保管所	旭区大宮１丁目１番32号
			長吉北自転車保管所	平野区長吉出戸８丁目３番先
②	平成26年８月18日（月）	午前10時から午後５時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東５丁目３番41号
			西島自転車保管所	西淀川区西島１丁目２番付近
			新木津川大橋自転車保管所	住之江区柴谷１丁目２番付近
			北港自転車保管所	此花区北港２丁目１番付近

※　下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課　　電話　06－6615－6684
ＦＡＸ　06－6615－6577

４　入札参加資格

(1)　平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年８月15日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア　物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ　使用印鑑届（本市様式）

ウ　物品売払入札参加承認証（本市様式）

※　平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ　法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ　法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※　エ、オについては、発行後３ヶ月以内のもの

(2)　古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

５　入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1)　受付期間　本公告の日から平成26年８月15日（金）午後５時30分までの本市の休日を除く午前９時から午後５時30分まで（午後０時15分から午後１時までを除く。）

(2)　受付場所　上記１に同じ

６　入札参加資格の審査等

(1)　５の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、４にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2)　物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

７　仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記１においても無償で交付する。

８　契約条項を示す場所

上記１に同じ

９　入札保証金

免除

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11　入札執行場所

ＡＴＣビルＩＴＭ棟　６階　大阪市建設局入札室

12　入札執行日時

①　平成26年８月19日（火）　午前10時

②　平成26年８月19日（火）　午前10時30分

13　入札の方法

(1)　入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2)　物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14　入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15　入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第１項各号のいずれかに該当する入札

（注１）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16　落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17　契約の決定、決定の無効

(1)　落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第２項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2)　本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア　下記書類を１点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第４項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ　下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18　その他

(1)　10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、又は契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

(2)　落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3)　落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

大阪市水道局公告第５号

平成26年大阪市水道局公告第３号（一般競争入札の執行（中古軽四貨物自動車の売払い等））の一部を次のように訂正する。

平成26年８月１日

大阪市水道局長　　玉　井　得　雄

２　入札に付すべき事項中

「

物件番号	売払物品	数量	初度登録年月	車台番号	型式
エ	中古軽四貨物自動車（三方開）有姿引渡	１台	平成19年９月	HA6-1703393	GBD-HA6

」

を

「

物件番号	売払物品	数量	初度登録年月	車台番号	型式
エ	中古軽四貨物自動車（三方開）有姿引渡	１台	平成19年10月	HA6-1703393	GBD-HA6

」

に訂正する。

（水道局総務部管財課）